



総務省

無線局の電子免許状等の導入等に係る関係省令等の改正案

(概要)

令和 6 年 5 月
総務省総合通信基盤局

1. 背景及び概要等

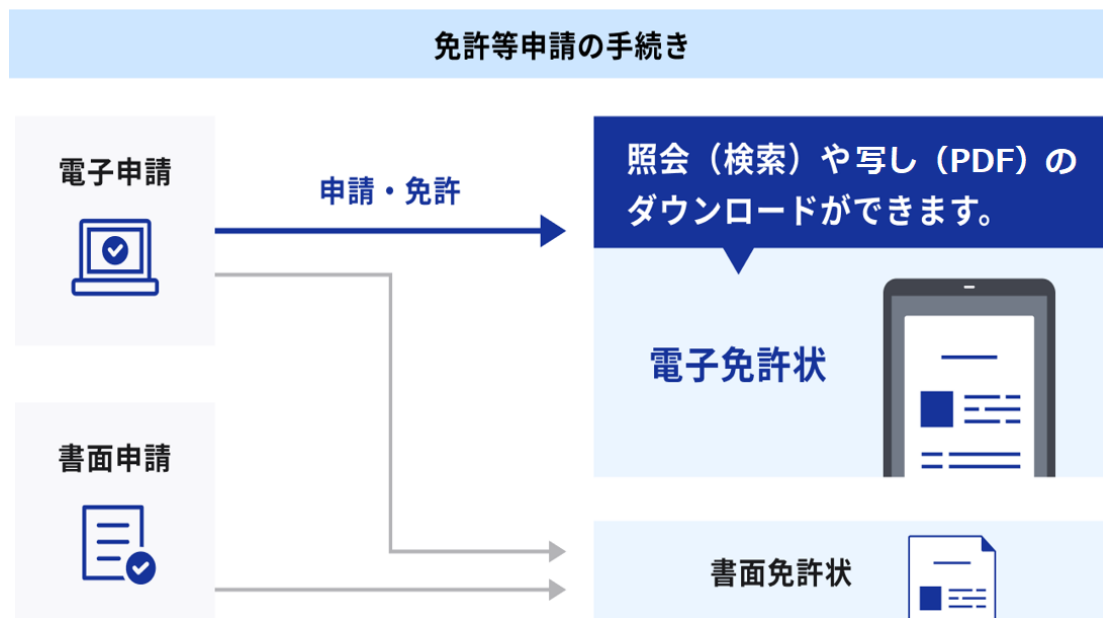
- 総合無線局監理システム（電子申請・届出システム）の更改（リニューアル）等により、令和7年1月に電子免許状等の電子処分通知等を導入等する予定です。
- より速やか・確実に免許状等の処分通知等の交付を受けることができるようになるなど、申請者・免許人等及び総務省の双方の業務のさらなる迅速化や効率化、コストの削減等が実現されます。
- 電子免許状等の電子処分通知等の導入に係る制度整備として、電子免許状等を希望する場合の手続、電子免許状等に係る備付け・掲示の方法、及び電子免許状等を訂正・返納する場合の手続等を定めます。

※電子免許状等：無線局の電子免許状、無線局の電子登録状、高周波利用設備の電子許可状、登録検査等事業者等の電子登録証

※電子処分通知等：電子免許状等、その他の電子処分通知等（無線局予備免許通知書、無線局変更許可通知書、無線局検査結果通知書等）

2. 電子免許状等を希望する場合の手続等

- 電子免許状等の交付を希望する場合は、電子申請等により行うものとし、その電子申請等において電子免許状等の交付を希望する旨を表示して行うものとします。
- 電子免許状等を希望する場合、その電子申請等から交付までの手続は、電子申請等及び電子処分通知等により行うことを原則とします。
- 電子免許状等の電子処分通知等については、公印を押印しないものとします。

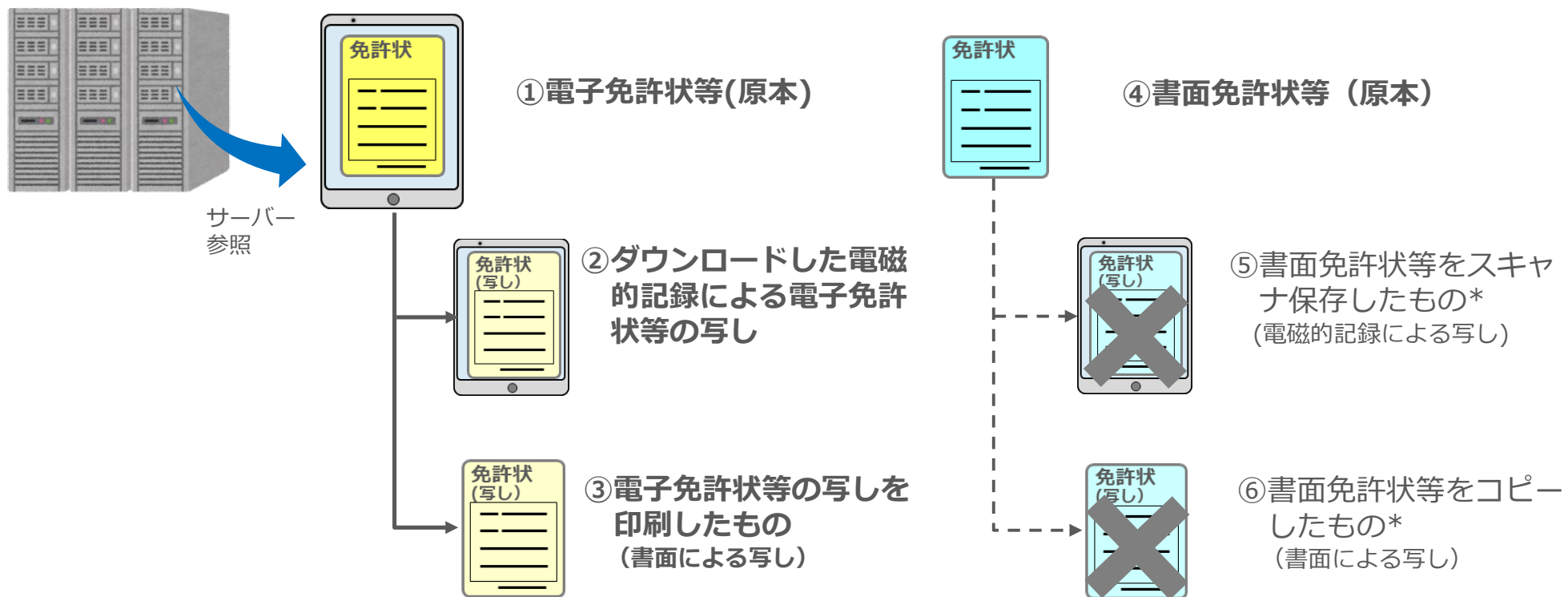


（電子免許状等と書面免許状等の同時発行はできません。）

3. 電子免許状等に係る備付け・掲示の方法等

(1) 備付け・掲示できる免許状等の発行形態

- 電子免許状等の備付け・掲示は、①電子免許状等（原本）、②ダウンロードした電磁的記録による電子免許状等の写し、③②を書面（紙）に印刷したもの（書面による電子免許状等の写し）のいずれでも対応可能とします。運用時、点検・検査時等に確認、提示等することができます。
- 書面免許状等の備付け・掲示は、原本による対応のみとなります。
(書面免許状等のスキャナ保存は廃止*します。*経過措置として、施行の日から5年は対応可能とします。)



*⑤及び⑥は、備付け・掲示不可

(2) 電子免許状等の「備付け」の条件

① 電子免許状等

- 電子免許状等を、映像面*に必要な応じて直ちに表示させなければなりません。 *電子計算機その他の機器の映像面。以下同じ。
- 映像面は、電子免許状等の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該電子免許状等を免許規則等に定める書面の免許状等の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものでなければなりません。

〔表示に関する補足〕

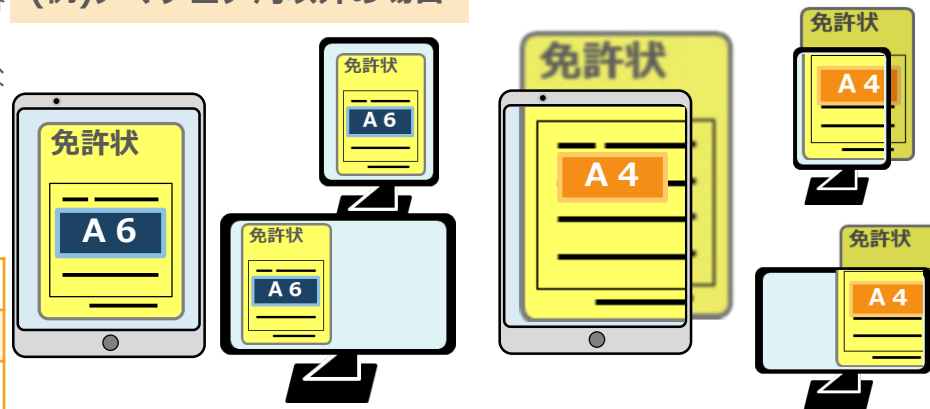
- 解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどが無いよう、見やすく表示してください。
- 電子免許状等が、下の表「①電子免許状等全体の表示」の大きさとなるように映像面に表示してください（この大きさの電子免許状等が、映像面からはみ出してはいけません。）。
- また、下の表「②拡大表示」の大きさまで拡大表示できなければなりません（拡大の際は、映像面をはみ出しては構いません。）。

	①電子免許状等全体の表示	②拡大表示
アマチュア局以外	A6サイズ*以上	A4サイズ*
アマチュア局	A7サイズ以上(カードサイズ**以上可)	A5サイズ*

* 数%程度の拡大・縮小は問題ありません。

**無線従事者免許証、マイナンバーカード、キャッシュカード等の大きさです(ISO/IEC 7810 ID-1)。このサイズより小さいものは不可です。

(例)アマチュア局以外の場合



電子免許状等を A 6 サイズの大きさに全体表示できること

A 4 サイズの大きさまで拡大表示できること

- 電子免許状等を表示する電子計算機その他の機器は、無線局に備え付けなければなりません。

② 電磁的記録による写し

- ①と同じです。

③ 書面（紙）による写し

- A4サイズの紙にA4サイズ*で印刷してください。アマチュア局はA5サイズ*となります。

*無線局免許手続規則等に定める免許状等の様式と同等程度の大きさ。印刷の際、プリンターの設定等による数%程度の拡大縮小は問題ありません。

- 見やすく印刷、表示してください。 ※解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどが無いようにしてください。
- 無線局に備え付けなければなりません。

(3) 電子免許状等の「掲示」の条件

- ▶ 免許状の掲示が必要な無線局は、船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局です。また、登録検査等事業者等の登録証も掲示が必要です。掲示は、③書面（紙）による写しでの対応が便利と考えます。

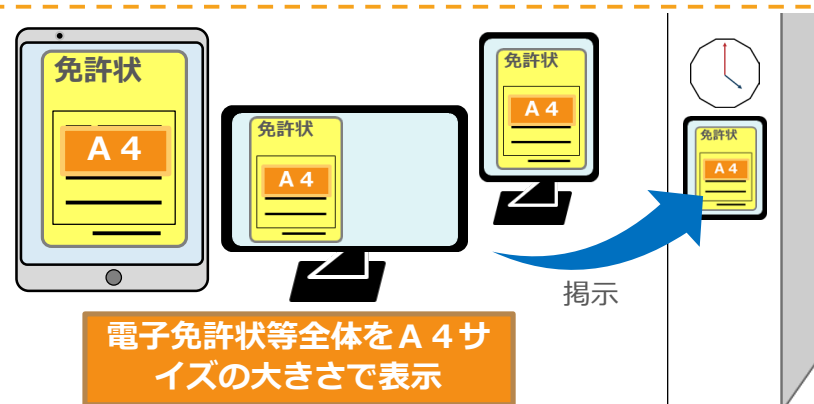
① 電子免許状等

- 電子免許状等を、常に表示させなければなりません。
- 映像面は、電子免許状等の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該電子免許状等を免許規則等に定める免許状等の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものでなければなりません。

〔表示に関する補足〕

- 解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易にできないことなどが無いよう、見やすく表示してください。
- 電子免許状等をA4サイズ*の大きさとなるように映像面に表示してください（電子免許状等が映像面からはみ出してはいけません。）。

*数%程度の拡大・縮小は問題ありません。



- 電子免許状等を表示する電子計算機その他の機器は、主たる送信装置のある場所（電子登録証は事業所。以下同じ。）に備え付け、その見やすい箇所に掲示してください。

② 電磁的記録による写し

- ①と同じです。

③ 書面（紙）による写し

- A4サイズの紙にA4サイズ*で印刷してください。

※無線局免許手続規則等に定める免許状等の様式と同等程度の大きさ。印刷の際、プリンターの設定等による数%程度の拡大・縮小は問題ありません。

- 見やすく印刷、表示してください。 ※解像度、表や文字・数字を含む大きさ、形状等により、記載事項が容易に判読できないことなどが無いようにしてください。
- 原則として主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲示してください。

4. 電子免許状等を訂正・返納する場合の手続等

(1) 電子免許状等の訂正

- 免許状等の訂正を受けようとする場合は、当該免許状等を申請書等に添付して提出する必要がありますが、電子免許状等の場合は、申請書等に添付して提出されたものとみなします。

(2) 電子免許状等の返納

- 免許等がその効力を失ったときは、免許人等は免許状等を返納しなければなりません。電子免許状等の場合は、当該電子免許状等が表示できなくなったとき、同時に電子免許状等を返納したものとみなします。
- その際、免許人等は、電子免許状等の写しを破棄するものとします。

5. その他所要の規定の整理

- その他所要の規定の整理を行います。

※本資料は概要であり、詳細は、改正案のとおりです。